

経理部門の基本有用情報 今月の経理情報

テーマ: 合同会社と株式会社



バックナンバー はこちらから **金**

2024年に全国で新設された法人は約15万社であり、うち、約4万社が合同会社でした。

合同会社と株式会社の相違

項目	合同会社	株式会社
会社の所有と経営	・出資者である社員が経営執行を行う ・法人も社員になれる	・出資者である株主と経営執行者である取締役が存在・法人は取締役になれない
機関設計	・社員全員が経営執行定款で業務執行社員を設置することが可能	・株主総会は必置・取締役会は任意で設置
最低設立費用 (電子定款の場合 には、印紙税不要)	・登録免許税:6万円・定款認証料:定款認証不要・印紙税:4万円・合計:10万円	・登録免許税:15万円・定款認証料:3万円・印紙税:4万円・合計:22万円
資本金への組入	・制限なし	・出資額のうち、最低でも 1/2 以上
設立時の現物出資 規制	・定款への記載のみで可能	・定款への記載と検査役の検査が必要 ・引受価額不足の場合、支払義務が生 じる
利益の配分	・定款の定めにより出資比率と異なる 利益配分が可能 定めがないときは出資価額に応じて 利益配分を行う	・分配可能額の範囲内で株式数に応じて剰余金の配当を行う ・株式の種類に応じて株式数に基づかない利益配分が可能
役員の任期	・原則なし、定款に任期を定めることが可能	・取締役:2年、監査役:4年 ・定款の定めにより、1~10年
決算公告の義務	義務なし	義務あり
出資者の死亡	・法定退社事由となる、定款により相続人が社員になることが可能	・株式は相続される・定款に売渡し請求ができる旨を定めることが可能
持分の譲渡	・他の社員全員の同意が必要、定款に より多数決によるなどの定めが可能	・譲渡可能、譲渡制限・取得条項付など の設定が可能

お見逃しなく!

業務執行社員に対する報酬は、定期同額給与など損金算入要件があります。社員の死亡により、原則として社員の地位は相続されず、持分が払い戻されることになりますが、定款により相続人が相続する場合は、相続人が社員に新規加入あるいは相続人の既存持分が増加することになります。